

# 第5次佐倉市総合計画中期基本計画 SDGsの考え方

## 第5次佐倉市総合計画におけるSDGsの考え方

### (1) SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### (2) 自治体に期待されるSDGsの取組と施策の関係

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしてしています。また、それぞれの目標に対し、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) は自治体行政が果たし得る役割を示しています。このUCLGが示す役割をSDGsの17の目標毎に明示し、本計画の基本施策との関係を次の表のとおりまとめました。


第5次佐倉市総合計画の推進を図ることにより、多くのSDGsの目標の達成に寄与していきます。

また、2030年までにSDGsに掲げる17の目標を達成するためには、行政だけでなく、市民一人ひとりが様々な地域課題を「自分ごと」として考え、行動することが重要であることから、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向け、市民等への普及啓発を図るとともに、企業や団体などあらゆるステークホルダーと連携しながら、社会課題の解決に取り組みます。


### (3) SDGsの目標に寄与する指標の設定

中期基本計画では、新たに「SDGsの目標に寄与する指標」を設定しています。各基本施策に設けた成果指標をSDGsの169のターゲットと照らし合わせ、いずれかのターゲットに寄与すると判断したものを「SDGsの目標に寄与する指標」としました。


<中期基本計画と SDGs の関係性>

|   |  |
|---|--|
|  | <p><b>1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。<br/>各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p> |
|   | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫<br/><u>1-1 地域福祉</u>,<u>1-2 子育て支援</u></p>   |


| 対応する SDGs のターゲット |  | SDGs の目標に寄与する指標 | 該当する基本施策 |
|------------------|--|-----------------|----------|
| 1.3              | 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | 生活困窮者支援プラン策定件数  | 1-1      |
|                  |  | ひとり親家庭相談件数      | 1-2      |

|  |  |
|--|--|
|  | <p><b>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
|  | <p>≪該当する基本施策≫<br/><u>1-1 地域福祉</u>,<u>1-2 子育て支援</u>,<u>1-5 健康づくり</u>,<u>3-2 農業振興</u></p>  |


| 対応する SDGs のターゲット |  | SDGs の目標に寄与する指標        | 該当する基本施策 |
|------------------|--|------------------------|----------|
| 2.4              | 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。 | 認定農業者等を含む担い手への農地利用集積面積 | 3-2      |

|   |   |
|---|---|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p><b>3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究結果も得られています。</p> |
|   | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u>）≫</p> <p>1-2 <u>子育て支援</u>, 1-5 <u>健康づくり</u>, 2-3 <u>道路環境</u>, 2-7 <u>防犯・交通安全</u>, 2-9 <u>環境保全</u>, 4-5 <u>スポーツ振興</u></p>                 |


| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に寄与する指標          | 該当する基本施策 |
|------------------|---|--------------------------|----------|
| 3.6              | 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。  | 交通事故発生件数                 | 2-7      |
| 3.8              | すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 | 健康寿命（65 歳における平均自立期間）     | 1-5      |
|                  |   | がん検診受診率                  | 1-5      |
|                  |   | 「かかりつけ医」を決めている市民の割合      | 1-5      |
|                  |   | 「かかりつけ薬剤師・薬局」を決めている市民の割合 | 1-5      |
| 3.9              | 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。  | 環境基準達成率                  | 2-9      |
| 3.d              | 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。  | 特定健康診査受診率                | 1-5      |

|   |  |
|---|--|
|  | <p><b>4 すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>  |
|   | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫</p> <p><u>1-2 子育て支援</u>, <u>1-4 障害者福祉</u>, <u>2-9 環境保全</u>, <u>3-1 商工業振興</u>, <u>4-1 学校教育</u>, <u>4-2 教育環境</u>, <u>4-3 生涯学習</u>, <u>4-4 青少年健全育成</u>, <u>5-2 平和・国際化</u>, <u>5-4 人権・男女平等</u></p> |


| 対応する SDGs のターゲット |  | SDGs の目標に寄与する指標                          | 該当する基本施策 |
|------------------|--|--|----------|
| 4.1              | 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。  | 学習状況調査における平均正答率                          | 4-1      |
| 4.2              | 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。   | 子育て支援サービスについて、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合      | 1-2      |
|                  |  | 待機児童（保育園・学童保育）                           | 1-2      |
| 4.7              | 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | 佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合               | 4-1      |
|                  |  | 生涯学習施設及び学習内容について満足している、やや満足していると答えた市民の割合 | 4-3      |
| 4.a              | 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。  | 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合                       | 4-2      |


|   |  |
|---|--|
|  <p>5 ジェンダー平等を<br/>実現しよう</p> | <p><b>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメント（能力強化）を行う</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p> |
|   | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫<br/>1-2 <u>子育て支援</u>, 5-4 <u>人権・男女平等</u></p>   |

| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に<br>寄与する指標 | 該当する<br>基本施策 |
|------------------|---|---------------------|--------------|
| 5.5              | 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 | 各種審議会、委員会等の女性委員比率   | 5-4          |


|  |   |
|--|---|
|  <p>6 安全な水とトイレ<br/>を世界中に</p> | <p><b>6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p> |
|  | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有</u>）≫<br/>2-5 <u>上下水道</u>, 2-9 <u>環境保全</u></p>  |


| 対応する SDGs のターゲット |  | SDGs の目標に<br>寄与する指標 | 該当する<br>基本施策 |
|------------------|--|---------------------|--------------|
| 6.1              | 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。  | 上水道重要施設までの水道管の耐震適合率 | 2-5          |
| 6.2              | 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。     | 下水道管点検・調査率          | 2-5          |
| 6.3              | 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | 生活排水処理率             | 2-9          |

|  |  |
|--|--|
|  <p>7 エネルギーをみんなに<br/>そしてクリーンに</p> | <p><b>7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <p>《UCLG が示す役割》<br/>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割と言えます。</p> |
|  | <p>《該当する基本施策》<br/>2-9 <b>環境保全</b></p> <p>《該当する指標》<br/>なし</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p> | <p><b>8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b></p> <p>《UCLG が示す役割》<br/>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> |
|  | <p>《該当する基本施策（下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有）》<br/>1-3 <b>高齢者福祉</b>, 1-4 <b>障害者福祉</b>, 3-1 <b>商工業振興</b>, 3-3 <b>観光振興</b>, 3-4 <b>文化・芸術振興</b>, 5-5 <b>行財政運営</b></p>   |


| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に寄与する指標       | 該当する基本施策 |
|------------------|---|-----------------------|----------|
| 8.2              | 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。                   | 企業誘致助成金新規受給企業数        | 3-1      |
| 8.3              | 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | 佐倉商工会議所会員事業者組織率       | 3-1      |
|                  |   | 起業塾（入門編・実践編）受講者の創業者数  | 3-1      |
| 8.5              | 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。                | 地域職業相談室における市内紹介件数の就職率 | 3-1      |
| 8.9              | 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。                               | 観光文化施設等入込客数           | 3-3      |
|                  |   | 「となりの佐倉」閲覧数           | 3-3      |
|                  |   | 年間来館者数（市民音楽ホール・市立美術館） | 3-4      |

|   |   |
|---|---|
|  | <p><b>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p> |
|   | <p>≪該当する基本施策≫<br/> 2-1 <b>都市計画・公共交通</b>,2-3 <b>道路環境</b>,2-9 <b>環境保全</b>,3-1 <b>商工業振興</b></p> <p>≪該当する指標≫ なし</p>   |


|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>10 各国内および各国間の不平等を是正する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>              |
|  | <p>≪該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）≫<br/> 1-1 <b>地域福祉</b>,1-3 <b>高齢者福祉</b>,1-4 <b>障害者福祉</b>,2-8 <b>結婚相談・結婚支援</b>,5-2 <b>平和・国際</b>,5-4 <b>人権・男女平等参画</b></p> |

| 対応する SDGs のターゲット |  | SDGs の目標に寄与する指標                               | 該当する基本施策 |
|------------------|--|---|----------|
| 10.2             | 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | 障害理解促進に係るイベントの参加者数                            | 1-4      |
|                  |  | （施設入所等からの）地域移行者数                              | 1-4      |
|                  |  | 多様性を認め合い、外国人、外国文化に理解ある態度が取れる市民の割合             | 5-2      |
|                  |  | 人権尊重のまちづくりデリバリー事業で「人権問題への理解や関心が深まった」と回答した人の割合 | 5-4      |




|   |   |
|---|---|
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  | <p><b>11 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</b></p> <p>≪UCLG が示す役割≫<br/>         包括的で、安全な強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>           |
|   | <p>≪該当する基本施策（<u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u>）≫<br/> <u>2-1 都市計画・公共交通</u>,<u>2-2 住宅・住環境</u>,<u>2-3 道路環境</u>,<u>2-4 公園・緑地整備</u>,<u>2-6 消防・防災</u>,<u>2-9 環境保全</u>,<u>3-4 文化・芸術振興</u>,<u>5-3 情報発信・共有、広聴</u></p> |


| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に寄与する指標     | 該当する基本施策 |
|------------------|---|---------------------|----------|
| 11.2             | 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | 公共交通が利用しやすいと思う市民の割合 | 2-1      |
| 11.4             | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。  | 指定・登録文化財等の数         | 3-4      |
| 11.7             | 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。   | 佐倉市内の公園の利用頻度        | 2-4      |


|   |   |
|---|---|
|  | <b>12 持続可能な生産消費形態を確保する</b><br>≪UCLG が示す役割≫<br>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。 |
|   | ≪該当する基本施策（ <u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u> ）≫<br><u>2-9 環境保全</u> , <u>5-5 行財政運営</u>   |

| 対応するSDGsのターゲット |   | SDGsの目標に寄与する指標 | 該当する基本施策 |
|----------------|---|----------------|----------|
| 12.5           | 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | ごみ総排出量         | 2-9      |

|  |  |
|--|--|
|  | <b>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b><br>≪UCLG が示す役割≫<br>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。 |
|  | ≪該当する基本施策（ <u>下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有</u> ）≫<br><u>2-5 上下水道</u> , <u>2-6 消防・防災</u> , <u>2-9 環境保全</u>  |

| 対応するSDGsのターゲット |   | SDGsの目標に寄与する指標              | 該当する基本施策 |
|----------------|---|-----------------------------|----------|
| 13.1           | 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | 排水ポンプ施設（排水ポンプ・操作盤・水位計等）の更新数 | 2-5      |
|                |   | 災害に対して備えのある市民の割合            | 2-6      |
|                |   | 災害情報メール登録者数                 | 2-6      |
| 13.3           | 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。   | 市役所の温室効果ガス（CO2）排出量          | 2-9      |
|                |   | 市全体の温室効果ガス（CO2）排出量          |          |

|   |  |
|---|--|
|  | <b>14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能に利用する</b><br>≪UCLG が示す役割≫<br>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。 |
|   | ≪該当する基本施策≫<br>2-9 <b>環境保全</b>  |

|   |  |
|---|--|
|  | <b>15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b><br>≪UCLG が示す役割≫<br>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。 |
|   | ≪該当する基本施策（ <u>下線</u> は「SDGs の目標に寄与する指標」有）≫<br>2-4 <b>公園・緑地整備</b> , 2-9 <b>環境保全</b> , 3-2 <b>農業振興</b>   |

| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に寄与する指標      | 該当する基本施策 |
|------------------|---|----------------------|----------|
| 15.1             | 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | 佐倉市全体のみどりの“量”に対する満足度 | 2-4      |
|                  |   | 佐倉市全体のみどりの“質”に対する満足度 | 2-4      |

16 平和と公正を  
すべての人に



**16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る**

《UCLG が示す役割》

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

《該当する基本施策（下線は「SDGsの目標に寄与する指標」有）》

1-2 子育て支援, 2-7 防犯・交通安全, 5-1 コミュニティ, 5-2 平和・国際化, 5-4 人権・男女平等参画, 5-5 行財政運営, 5-6 資産管理・運営

| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に寄与する指標    | 該当する基本施策 |
|------------------|---|--------------------|----------|
| 16.1             | あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | DV 防止啓発の情報発信回数     | 5-4      |
| 16.2             | 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。       | 児童虐待防止ネットワーク会議の開催数 | 1-2      |
| 16.6             | あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。   | 経常収支比率             | 5-5      |
|                  |   | 市税収入率（現年課税分+滞納繰越分） | 5-5      |
|                  |   | 電子申請サービスの利用回数      | 5-5      |

17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを  
活性化する

《UCLG が示す役割》

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO など多くの関係者を結び付け、  
パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構  
築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

《該当する基本施策（下線は「SDGs の目標に寄与する指標」有）》

1-1 地域福祉,2-9 環境保全,5-1 コミュニティ,5-3 情報発信・共有、広聴,5-6 財産  
管理・運営,5-7 企業・高等教育機関等との連携

| 対応する SDGs のターゲット |   | SDGs の目標に<br>寄与する指標                    | 該当する<br>基本施策 |
|------------------|---|--|--------------|
| 17.17            | さまざまなパートナーシップの経験や資源戦<br>略を基にした、効果的な公的、官民、市民社<br>会のパートナーシップを奨励・推進する。 | 地域福祉活動ボランティア人<br>数                     | 1-1          |
|                  |   | 自治会・町内会への加入率                           | 5-1          |
|                  |   | まちづくり活動に参加したこ<br>とがある市民の割合             | 5-1          |
|                  |   | コミュニティセンター、市民<br>公益活動サポートセンターの<br>利用者数 | 5-1          |
|                  |   | 包括連携協定に基づく協働事<br>業                     | 5-7          |